

構造上・福祉車両に係る軽自動車税種別割の減免について

矢掛町

軽自動車税種別割については、構造上身体障がい者等の利用に供するための軽自動車(福祉車両)で、一定の基準に該当するものについて、申請により減免の対象となる場合があります。

1 申請期間

毎年4月1日 から 納期限の7日前まで (土・日を除く、8:30~17:15)

2 減免の要件・申請手続き

8ナンバー の福祉車両	
要件	自動車検査証の「車体の形状」欄に、下記のいずれかが記載されていること ① <u>車いす移動車</u> ② <u>入浴車</u> ③ <u>身体障害者輸送車</u>
申請 手続	① 軽自動車税減免申請書 (申請時期にダウンロード可能となります) ② <u>令和5年12月末迄に検査を完了した車両</u> 自動車検査証 <u>令和6年1月以降に検査を完了した車両</u> 自動車検査証、及び自動車検査証記録事項 ③ 軽自動車税納税義務者の個人番号確認書類(マイナンバーカード、通知カード等) ※ 個人の場合 注)有効期限のある書類については、有効期限内のものに限ります。
4ナンバー・5ナンバー の福祉車両	
要件	(i) 車いすを軽自動車に乗せるスロープ(昇降板) + 車いす固定装置を備え、車いすに乗車した状態で移動可能な車両 (ii) リフトアップシート(回転いす) + 車体後部に車いすを積み込むためのクレーン又はアームがある車両 (iii) リフトがついた車輪付き脱着シート(助手席やセカンドシートが、車いすとして車外を移動できるもの)がある車両 (iv) ゲートリフト(車いすに乗ったまま吊り上げ乗車が可能なもの)があり、車いすを積載したまま移動可能な車両
申請 手続	① 軽自動車税減免申請書 (申請時期にダウンロード可能となります) ② <u>令和5年12月末迄に検査を完了した車両</u> 自動車検査証 <u>令和6年1月以降に検査を完了した車両</u> 自動車検査証、及び自動車検査証記録事項 ③ 申請車両が特別仕様であることのわかる写真(外部・内部) (+パンフレット等) ④ 軽自動車税納税義務者の個人番号確認書類(マイナンバーカード、通知カード等) ※ 個人の場合 注)有効期限のある書類については、有効期限内のものに限ります。

3 その他

- 申請は毎年必要です。
- 「軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)」が運用開始(令和5年1月)により、軽自動車継続検査(車検)時の『納税証明書』の提示が原則不要となっています。
減免申請から間もなく(5月中)車検を受ける場合、「軽自動車税種別割納税証明書」が必要となる場合があるため、税務課窓口で申請してください。

申請・問合せ

矢掛町 税務課 資産税係

TEL 0866-82-1030

矢掛町
公式 HP



暮らし・手続き < 税金
< おもな税 < 軽自動車税種別割